

一論文一

明治30年代に形成された屯田兵村と神社の研究 ——北見・上湧別地域を例にして——

遠藤由紀子

A Study of Relationship between the Militia Settlement and Shrine formed in Meiji 30 Era
—Focusing on Kitami and Kamiyubetsu basin, Hokkaido, Japan—

Yukiko Endo

The result of our experiment clearly that the colonial militia who settled in Kitami and Kamiyubetsu basin in Meiji 30 era had the identification their the militia settlement of the new field.

In this basin, each the militia settlement was formed by some small communities, which had a shrine. The colonial settlement in small communities built a new shrine there, though they have already built a shrine by Meiji Government in the militia settlement.

Generally speaking, the shrine exploited raising militarism, however the shrine in small communities did not mean militarism because of looking their festival and to visit a shrine usually.

Building a shrine, a festival and usually visiting a shrine was a matter of course, but it disagreed with Meiji Government thought. The colonial settlement thought shrine support themselves.

Finally speaking, the Meiji Government made nation the identification of state (militarism), result of history. In the research, the colonial militia in this basin had the identification their small community at first, next they had the identification of state.

※The militia settlement means Tondenhei-son (屯田兵村).

※The colonial militia means Tondenhei (屯田兵).

1、はじめに

江戸幕府を中心とする幕藩体制が崩壊し、明治政府は中央集権的な天皇制統一国家を成立させ、近代国家の形成を目指した。近代国家形成期に生きた人々の精神面を探ることは、戦前までの日本の社会構造の基層を解き明かすものとして意義があると考える。

明治28年（1895）4月に日清戦争が終結する。日本全権伊藤博文、陸奥宗光と清国李鴻章との

間で下関条約が結ばれ、講和が成立した。しかし、ロシアは、条約で日本領と定められた遼東半島の割譲について、フランス・ドイツを取り込み干渉した。明治政府は、返還要求の勧告を受け入れたが、「臥薪嘗胆」の標語とともにロシアに対する敵意の増大を背景に、更なる軍備の拡張を図り、軍国主義が高揚していった。

ロシアに対する国防の必要性は、早くからの懸案であった。明治7年（1874）に屯田兵例則

(以下、屯田兵制度)が制定された。対ロシアへの国防、北海道開拓の推進に、士族授産が結びついたのである。屯田兵の募集対象について、当初は戊辰戦争で敗北した東北地方の士族籍出身者であったが、西南戦争後の明治18年(1885)には、全国各府県の士族籍に拡げられた。その後、明治23年(1890)に屯田兵制度が改正され、平民籍の募集が可能となった。そのため、明治23年以前に形成された屯田兵村は士族屯田、それ以後に形成された屯田兵村は平民屯田と呼ばれることになった。屯田兵村は、軍隊組織に組み入れられた開拓集団の村落として機能するようになった。

屯田兵村に関する主な研究は、先駆者である上原轍三郎(上原1914)により屯田兵制度の全体構造が把握され、安田泰次郎(安田1941)による成績や人口調査、山口弥一郎(山口1952)による開発の経過、増田忠二郎(増田1962)、渡辺英郎(渡辺1965)による村落形態の変化についての論攷がある。上述の研究に代表されるが、これまでの研究は、屯田兵村の成立、展開過程を政策面、経済面からみた研究であることが指摘できる。屯田兵制度はもともと政治的、経済的対策として施行された。よって、この側面から研究が行われるのは当然の成り行きであるが、屯田兵制度を推進したのは明治政府であっても、それを体現したのは屯田兵自身であった。つまり、入植した側である屯田兵の精神面の所在を明確にする研究が少ないとえる。

本稿では、屯田兵の精神面を探る方法として、屯田兵村における神社の勧請動向に注目した。近代以前より、神社にはその土地に住む人々にとっての氏神や産土神が祀られており、日本人の日々の生活に密接している存在であった。屯田兵村には、必ず神社が勧請された。屯田兵村に鎮座する神社の研究については、各自治体による地方史の枠に留まっているのが多いのが現

状である。そのなかで、森岡清美(森岡1957)や鷹田和喜三(鷹田1987)が、屯田兵村の神社を例に挙げて、村落で行われる村落祭祀組織を研究した成果は意義深い。だが、これらは、ある屯田兵村の個別事例研究なのであり、各々の屯田兵村の神社を比較するという研究はなされてこなかったといえる。

筆者は、これまで明治8~23年(1875~1890)に札幌地域・根室地域、明治22~29年(1888~1896)に石狩川流域に形成された屯田兵村と神社の関係を論じてきた(遠藤2006a、2006b、2006c)。図1に全道に形成された屯田兵村の分布を示す。札幌地域・根室地域に形成された屯田兵村は士族屯田、石狩川流域に形成された屯田兵村は士族屯田と平民屯田が混在している地域であった。

本稿では、日清戦争後である明治30~31年(1897~1898)、北見・上湧別地域に形成された屯田兵村を調査地域とした。この地域は平民屯田であり、屯田兵制度の終焉¹⁾を知る地域のひとつである。どのような経緯や背景があって屯田兵村に神社を創立し、祭神を選択したのか。各屯田兵村の神社創立の動向を古文書や入植図から調査し、明治30年代に入植した屯田兵の精神面のひとつとして特に神社の勧請動向から考察できる帰属意識²⁾の所在を探ることを目的とする。

2. 屯田歩兵第四大隊

北見・上湧別地域には、屯田歩兵第四大隊が配置された。この地に屯田兵村が配置された所以

1) 明治30~31年(1897~1898)、北見・上湧別地域に屯田兵が入植した後、明治32年、士別・剣淵地域に屯田兵が入植した。すでに明治29年(1896)に屯田兵は、第七師団の所属となっており、明治30年(1897)には全道に徵兵令も施行されていた。その後、日露戦争中である明治37年(1904)9月に屯田兵は解隊となった。このふたつの地域への入植を最後に屯田兵制度は幕を閉じたのである。

は、明治19年（1886）に行われた屯田兵本部長永山武四郎の全道巡回の調査が端緒となる。ロシアの脅威からオホーツク海沿岸を防衛する必要があったためである。同年7月18日に、永山武四郎らが湧別を訪れた記録³⁾が残る。その日の記録には「湧別川ノ東岸ヲ距ル、壹里許ペクンナイ川アリ。此地、榆檜山赤楊繁茂密林ヲナ

シ、七ツ葉笹等叢生シ、枝葉脩幹皆膏沢アリ。又浜ル里許ノッポコマヘ川アリ。二川間ノ地ハ檜簇生疎林ヲナシ其中僅カニ楨樹ヲ見ル。此地ハ皆東ニ伸ヒ猿馬湖ノ西端ニ接ス。其地味沃饒驚クヘシ。」（傍点句読点筆者）とある。湧別川の東岸とは、上湧別地域周辺を指す。この地域が肥沃な土地⁴⁾であることを確認した巡回がな

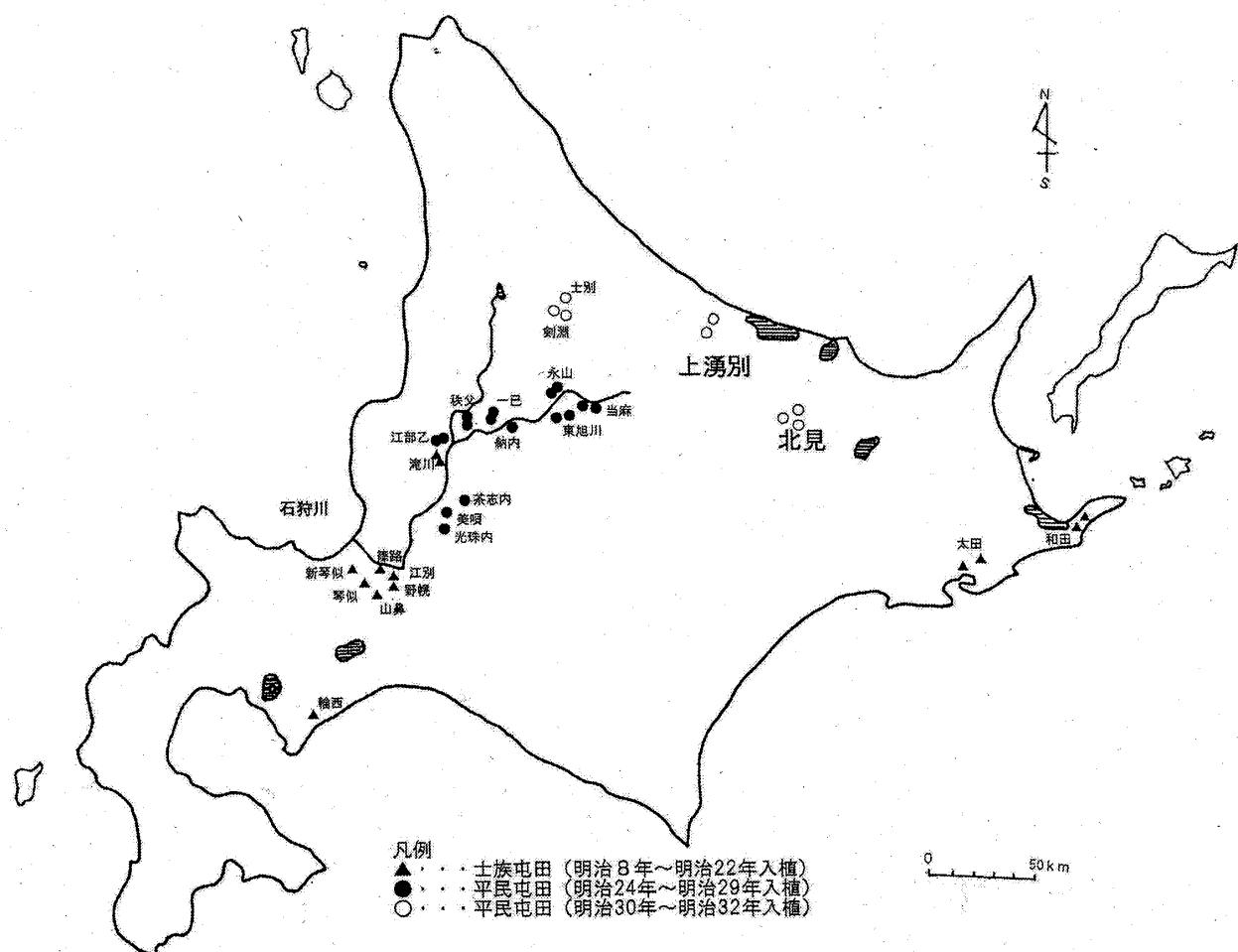


図1 屯田兵村の分布

〔出典〕小林博明（2003）『屯田兵名簿』北海道屯田俱楽部をもとに作成

2) 自分はある集団の構成員であるという自意識があることである。ゆえに、「入植者」がどの集団に帰属を持っているかということを精神面と考えた。一般に、帰属意識とはアイデンティティと訳される。文化人類学では、「集団アイデンティティは集団の起源と歴史、国籍、言語、宗教、価値観、地理的環境など過去の総体と、他の集団との力関係や富、政治的経済的な現在の条件などの要素により構成され、集団によりその中の特定の要素が特に重要視される。集団内部が等質な場合、社会が含む複数の集団間の上下関係が固定して秩序が受け容れられる場合、個

人は集団への帰属感を持つ。」（我妻1987：3）と規定されている。心理学では自我同一性（自分が自分であって他の何者でもないという確信をもつこと）、自己同一性（[自分は常に自分でいる]という連続性と[自分は他人にはならない]という不变性とに支えられた社会的自己意識）という意味であるが、本稿では、前者の意味で帰属意識を扱う。

3) 随行した柄内元吉が『明治十九年屯田兵本部長永山將軍北海全道巡回日記』（北海道大学付属図書館北方資料室所蔵、請求番号別915-Ton）として残している。

されたのが分かる。その後、巡回は網走、斜里方面へと続き、北見・上湧別地域に屯田兵村を配置することが決定された。

明治30~31年（1897~1898）にかけて、北見地域へ第一中隊端野兵村、第二中隊野付牛兵村、

第三中隊相内兵村、^{あいのない}上湧別地域へ第四中隊上湧別兵村、^{かみゆうべつ}第五中隊湧別兵村という編成で屯田兵村が配置された（図2）。それぞれの屯田兵の入植形態と出身地は、以下の通りである。

この地域に形成された屯田兵村の屯田兵屋や

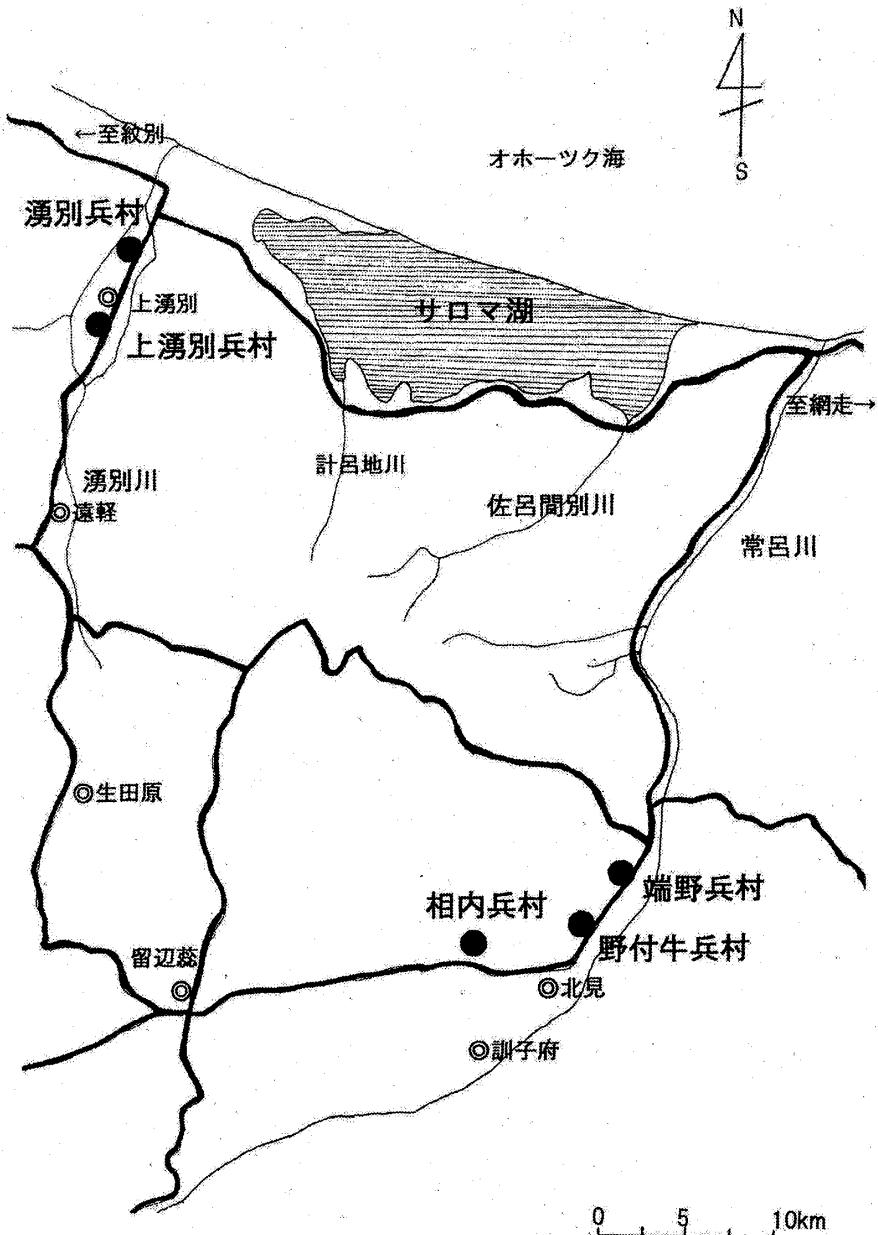


図2 北見・上湧別地域における屯田兵村位置

〔出典〕現地調査に基づき作成

4) 事実、これらの地域は、開墾において、他地域に形成された屯田兵村より優秀な成績を挙げている。例えば、北見地域は常呂川・仁川の肥沃な平坦地帯を中心に「稻作の北限地帯」として功を成した。明

治期から栽培が開始された玉葱や小麦、ビート（甜菜）、じゃがいもなど多くの農産物が、現在も北見・上湧別地域の名産となっている。

土地割を概観すると、明治初期～中期までに形成された屯田兵村とは異なった状況になっている。すなわち、明治初期に、札幌地域において形成された屯田兵村について、例えば、琴似兵村は村落の中央に道路、耕地を兵村外に置く密居制をとっていた。明治中期に石狩川流域で形成された屯田兵村について、例えば、^{ことに}納内兵村は、道路の両側に兵屋、その背後に耕地、防風林で守られている散居制をとっていた。

これに対して、北見・上湧別地域に形成された、例えば、端野兵村では、短冊型の土地割で兵屋は任意の位置を決めるというという半密居

制、言い換れば半散居制をとっていた。密居制は「隣人関係では極めて融和がとれた好結果であったが、耕地が遠いためか通い作上に時間的・労力的に相当無駄が多い」（北見市編1981：978）、散居制は「通い作上は有利だが、対人関係上不利で兵落の融和がなかなかとれず、且つそれによる協力が弱く、ひいでは生産意欲の低下を促す」（北見市編1981：978）という特徴をもっていた。そのため、密居制の対人関係重視、散居制の開墾重視という結果を踏まえ、それら両方の利点を生かした村落形成をするにあたり、中間をとった半密居制、半散居制が試されたのである。

上述した理由によって、北見・上湧別地域の屯田兵村のすべての中隊は、1区～3区に分かれて入植した。（また、大隊本部が置かれた野付牛兵村だけは1区～4区に分かれて入植している。）入植戸数は表1のように示した。すべての屯田兵村は、200～240戸で構成されたが、この地域も200戸前後の均一した入植があった。

屯田兵の出身地を地方別に分析したのが、表2である。中部地方出身者が47%、東北地方出身者が21%を占めており、ふたつの地方出身者だけで68%を占めていることが分かる。特に、中部地方出身者が多いのは、（中部地方は）「山勝ちで耕地面積が少なく、十分な家計を維持できる程の土地が得られぬこと、所有面積の差に

表1 屯田兵歩兵第四大隊入植戸数

行政区	中隊	中隊名	区	戸数(戸)	総戸数
北見市	第一中隊	端野	一区	64	200
			二区	70	
			三区	66	
	第二中隊	野付牛	一区	34	198
			二区	34	
			三区	65	
			四区	65	
	第三中隊	相内	一区	67	199
			二区	64	
			三区	68	
上湧別町	第四中隊	上湧別	一区	69	200
			二区	67	
			三区	64	
	第五中隊	湧別	一区	70	199
			二区	60	
			三区	69	

〔出典〕小林博明（2003）『屯田兵名簿』北海道屯田俱楽部を参考に作成

表2 屯田兵歩兵第四大隊出身地内訳

中隊名	東北 地方	関東 地方	中部 地方	近畿 地方	中国 地方	四国 地方	九州 地方	合計
端野	28	3	113	16	19	0	21	200
野付牛	39	2	93	15	10	13	26	198
相内	46	2	93	19	12	9	18	199
上湧別	90	3	156	41	25	27	57	399
湧別								
総計	203	10	455	91	66	49	122	966
割合	21%	1%	47%	9%	6%	12%	13%	

注：割合は小数点以下切り捨ての数値である。

〔出典〕伊藤廣（1979）『屯田兵村の百年』下巻、北海道新聞社、pp.6～89を参考に作成

よって貧富の差が極端で、そのことが封建的な上下関係を生じさせていた。」(ふるさとのあゆみ写真集端野編集委員会編1981:126) という理由からであった。府県別にみると、1府36県⁵⁾から入植している。特に入植戸数が多かった府県を挙げると、石川県116戸、山形県107戸、岐阜県98戸、愛知県93戸、富山県67戸、福井県59戸、熊本県51戸、福島県48戸、三重県41戸、佐賀県37戸、宮城県28戸のようであった。

北見・上湧別地域の屯田兵村は、区割りがなされた村落であった。その結果、明治期における各村落を概観すると、両地域に形成された屯田兵村は各区に神社が創立しているという明治初期～中期とは異なった歴史を持っていた。以下より、各地域別にそれぞれの神社の動向とその特徴を分析する。

3. 北見地域における神社

明治30年(1897)4月、北見地域に第四大隊の本部が置かれ、同年6月に屯田兵が入植し始めた。これと同時に、大隊本部に神柱が建てられた。神柱の建立は、大隊長小泉正保⁶⁾の意図であり、当初は護国神社と名付けられた。同年8月には、伊勢神宮の御分霊(天照大神)を勧請し、現野付牛公園の一角に社殿を建立した。これが、北見地域の屯田兵村における神社の創始である。大正2年(1913)に社号を野付牛神社と定め、無格社に列格された。その後、大正10年(1921)に村社、昭和17年(1942)に社号を北見神社と改称し、郷社となった(北見神社

5) 北見・上湧別地域に入植した屯田兵がいなかった府県は、北から群馬、東京、神奈川、長野、山梨、静岡、大阪、鹿児島である。

6) 安政2年(1855)、水戸藩生まれ。陸軍士官学校在籍中、西南戦争に参戦している。明治20年(1887)に欧米露を視察し、明治22年(1889)、屯田兵参謀として渡道。士族屯田から平民屯田の転換期に屯田兵本部長永山武四郎から命じられ、「屯田兵及家族教令」を起草した。明治33年(1900)には第七師団

略記)。

明治30年(1897)に社殿を建立した時、住吉大神も祭神として祀られている。これについて「住吉大神は戦の神で鎌倉時代から武人の神として崇拜されて来、明治時代も軍人の崇拜する神であったので奉遷された。」(北見市編1981:1128)と伝えている史書もあるが、大きな間違である。すなわち、住吉大神は海の守護神といわれており、航海の安全・漁業繁栄の神である。北見神社の宮司村井直子氏⁷⁾によると、住吉大神は、「屯田兵ではない四国からの一般の入植者が、船旅の安全と健康祈願のために持ち込んでいたのを共に祀った。」と神社に伝わっているという。

屯田兵が入植する前、網走郡に所属していた北見町について、「明治廿八年未現在戸数六二八、人口二〇七一、其三分ノ二ハ寄留者ナリ」(北海道廳殖民部拓殖課1896:89)という記録が残っている。屯田兵入植以前にもこの地域に入植者は存在していたことが分かる。屯田兵村を守護する神社だけではなく、北見地域に入植した屯田兵以外の移住者も守護する機能を担っていた神社でもあったといえる。

さて、北見地域には、『屯田兵公務日記』⁸⁾が残る。神事に関する記録をみると、明治33年(1900)の「八月一五日野付牛村祭典」が最初である。その後、明治34年(1901)、「十一月十一日尋常小学校落成式、野付牛神社祭典」との記述がみられる。前述した神社に伝わる由緒によると、「大正2年(1913)に社号が野付牛

参謀長に就任する。大正6年(1917)没。小泉家は代々神道であったので、その葬儀は神式で行われた。

7) 北見神社七代目の宮司である。初代目・二代目は熊谷家であったが、昭和16年(1941)、三代目から村井家が宮司に就いている。現在七代目というのは、平成元年(1989)に四代目が急逝したため、数年ごとに宮司が代わった経緯があるためである。熊谷家、村井家とも屯田兵、またその子孫ではない。

神社と定められた」とあるが、社号を申請する以前から、野付牛神社と通称されていたと推察できる。また、明治35年（1902）の記録に「九月二十四日祭典、午後九時野付牛神社参拝」とある。引き続き、神社の祭典が行われたことが分かる。

通称野付牛神社が創立したあと、相内兵村には相内神社、端野兵村には端野神社が建立した。野付牛兵村にある大隊本部に野付牛神社の前身が創立したのちに、それぞれの中隊に一社ずつ神社が創立したことになる。

明治36年（1903）3月末に第四大隊は現役解隊（以下、屯田兵解隊）する。その後の北見地域における神社の変遷は、図3に示した。各区の神社に①～⑨と番号を付けた。各区に神社が創立されている。半密居制をとっていたため、区ごとにまとまった村落が成立しており、村落ごとに独立した神社の創立が望まれたのである。記録が乏しい神社が多いが、中隊ごとに神社の勧請動向の変遷を追ってみる。

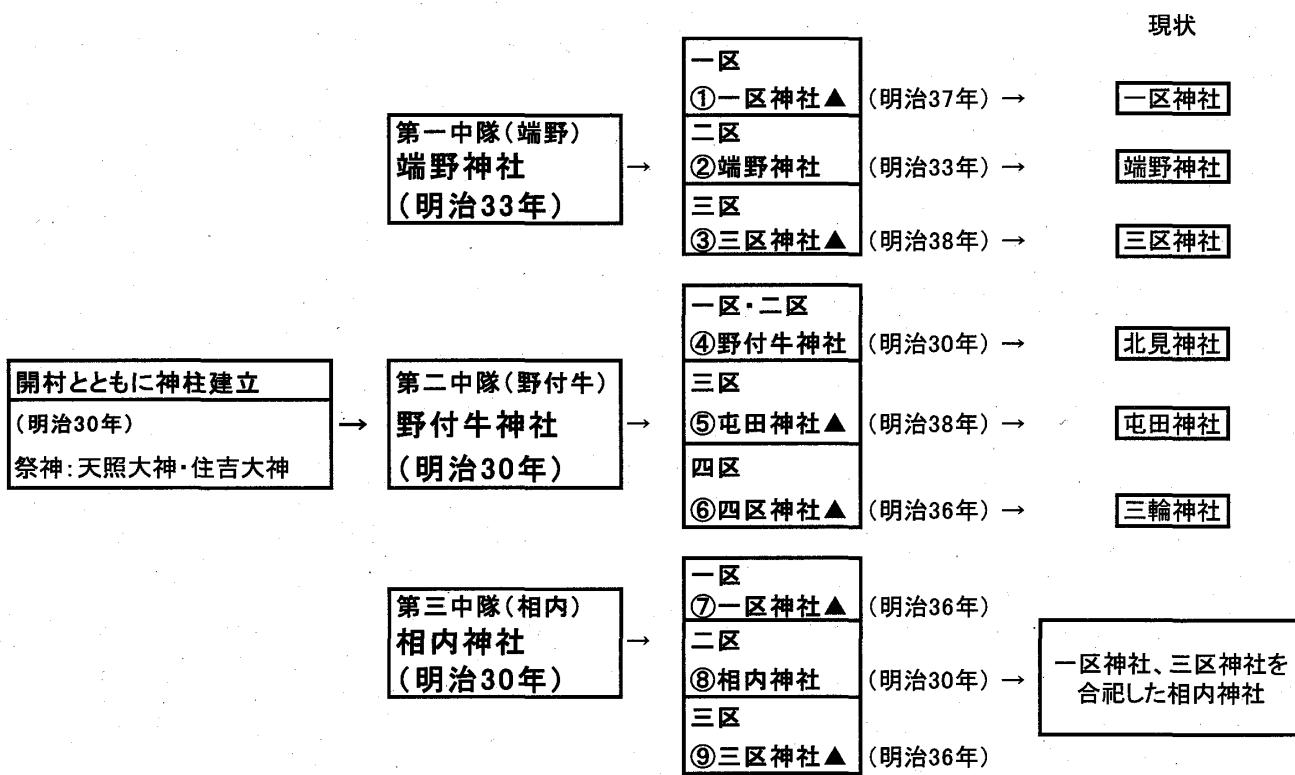


図3 北見地域における神社の変遷

〔出典〕各地域史、現地での聞き取りにより作成

8) 明治30年（1897）に富山県から野付牛兵村二区に入植した茶木与三による。茶木は明治12年（1879）生まれ。13歳の時から、岐阜県船津村の三井栎洞鉱山で出稼ぎをしていた。明治29年（1898）に屯田兵に応募し、合格、自らの体験を多く記録に残した。『屯田兵公務日記』は、明治32～36年（1899～1903）

3月までの屯田兵第四大隊第二中隊を中心に、大隊本部の行事を含めて教練、行事の主要事項を日記体に記録したものである（北見市編1984：461）。原本は、子孫である北見市茶木正祐家に所蔵されている。本稿は、『北見市史資料編』（北見市編1984：155～189）を参考にした。

(1) 端野兵村

第一中隊の端野兵村では、明治33年（1900）に②端野神社が創立した。それまで、端野兵村に入植した屯田兵は、野付牛兵村にある護国神社（後の野付牛神社）に参拝していたが、「有志相謀リテ祀神ノ事ニ力ヲ盡ス所アリ、其結果時ノ屯田兵第四隊長小泉正保ヨリ天照大神ヲ奉斎指示ヲ受承ケ」（近藤1926：38）、練兵場の西北側の公有地に石川県出身の中村市三郎らが中心となって、仮の社殿を建立し、伊勢神宮からの御分靈が奉祀された（岡村2000：42）。明治45年（1908）には、村民協議の上、明治天皇が合祀された。

端野神社は、中隊本部のある二区に建立された。屯田兵解隊後、一区に①一区神社（明治37年）、三区に③三区神社（明治38年）が創立した。一区神社は、「軍政の監督から解放された一区の人々は、自立し、この地に永住するに当たり」（端野町編1998：1516）、被服糧秣庫の払い下げを受け、天照大神を祀った。日露戦争の終結後には、神社で奉納競馬会や青年会・処女会が開催されるなど、大正昭和期にかけても村落の心の拠り所として機能していった（中澤1981：546～559）。

三区神社でも、村落が一望できる小高い丘を選んで天照大神が祀られ、大正期から神社で部落運動会や三区競馬会の奉納行事が開催され、村落の結束と助け合いの絆を強める存在となっていた（端野町編1998：1518）。

その後、大正11年（1922）に摂政宮殿下北海道行啓の記念事業として、端野神社を村社として創立させる気運が高まった。大正14年（1925）、神社創立許可願を申請し、昭和2年（1927）に無格社として公認された。昭和17年（1942）には、村社となった（岡村2000：43～45）。

端野兵村に入植した屯田兵の残留率については、個々に追跡調査されなかった（中澤監1981：

206）が、大正10年（1921）調査の端野村の戸数は一区100戸、二区88戸、三区39戸（端野町三区自治連合会編2000：53）であった。当初の屯田兵の入植戸数よりも戸数が増加している区がある。つまり、各区に創立された神社は、一般の入植者も含んだ村落の鎮守のカミとして機能していた。

旧端野兵村地は、平成18年（2006）まで端野町に属していた⁹⁾。北海道神社庁に登録されている端野町の神社は端野神社一社のみであるが、各区に創立した神社は、現在も旧端野兵村地に鎮座している。

(2) 野付牛兵村

第二中隊の野付牛兵村では、前述の通り、明治30年（1988）に④野付牛神社が創立していた。屯田兵解隊後、野付牛神社は一区・二区の所轄となり、三区に⑤屯田神社（明治38年）、四区に⑥四区神社（明治36年）が創立した。

屯田神社は、「明治三八年五月第二中隊三区の留守家族により、戦勝と銃後の守を祈念し、心の拠として建設世話人、寛木六太郎連合区長外五名奇奉者八六名奉納金五二円六〇銭を以て三区神社神殿を建立」（北見屯田神社記念事業協賛会編2004：1）したのが創立由縁である。屯田神社に残る記録によると、出征兵士の家族は河原からひと抱えくらいの玉石を拾ってきて、そこに夫や息子の名前を墨書き奉納した¹⁰⁾と伝えられていた（北見屯田神社記念事業協賛会編2004：3）。その後、創立から昭和8年（1933）まで在位していた初代宮司松本八十八が伊勢神

9) 平成の大合併で、平成18年（2006）3月に北見市・端野町・常呂町・留辺蘋町が合併し、新しい北見市が成立した。これにより、端野町は消滅した。

10) 平成2年（1990）に行われた屯田神社改修事業の際、神殿を担いで運ぼうとしたら、持ち上がりらず、屋根にのぼり様子をみたところ、出征兵士の名前を墨書きした玉石が100個余り乗っているのが発見された。

宮に赴き、祭神に天照大神を祀った。

四区神社は、屯田兵解体後、野付牛神社参拝が距離的に不便だったので、明治36年（1903）4月に建立された（吉田2004：37）。祭神は、野付牛神社と同じく天照大神と住吉大神が祀られた。昭和27年（1952）、北見市字名地番の改正に伴い、二代目大隊長三輪光儀¹¹⁾の苗字から四区は三輪地区と改称し、それに伴い神社名も三輪神社と改称された。

大正15年（1926）8月15日に「野付牛町開基三十年祭」が開催された。記録¹²⁾によると、旧屯田兵村を含む野付牛町¹³⁾の人口は、3176戸、1万4268人であった。野付牛神社で報告祭が開催され、町の発展に寄与した入植者が表彰された。屯田兵出身者以外に一般移住者¹⁴⁾も多く表彰されている。野付牛町は、旧屯田兵村だけの機能を持っているのではなく、様々な移住者によって構成される村落として発展していったのである。

(3) 相内兵村

第三中隊の相内兵村では、明治31年（1898）に⑧相内神社が創立した。相内神社は、「屯田兵村ノ中心地点ナル第二區西方山麓ノ高丘ニシテ相ノ内川ノ曲流スル景勝ノ地ヲ相シ、往ク往ク相内村社タラシムル目的ヲ以テ小祠ヲ建立シ、天照大神ヲ祀リ兵村尊崇ノ中心トナシ、毎年十月十七日ヲ祭日トシテ盛ニ祭典ヲ行ヒシ」（河

11) 慶應元年（1865）、熊本藩生まれ。明治19年（1886）に陸軍少尉に任官し、明治22年（1889）に屯田兵歩兵少尉として渡道し、当麻兵村の中隊長に就任した。明治31年（1898）に、第四大隊初代大隊長小泉正保の後任である二代目の大隊長に就任し、日露戦争に参戦した。昭和14年（1939）没。

12) 「大正十五年八月十五日野付牛村開基三十年祭」と題した記念祭の進行状況や当時の新聞記事を纏めた史料である。北見市立中央図書館所蔵。

13) 大正4年（1915）に一級制が布かれ、野付牛村は町と改められ、大正10年（1921）に野付牛町から相内村、端野村を分割した。よって、この当時、野付

原1927：139）というのが創立由縁である。その後、昭和5年（1930）に豊受大神が合祀された。

相内神社もまた、中隊本部のある二区に建立されたため、屯田兵解隊後、一区に⑦一区神社（明治36年、祭神天照大神）、三区に⑨三区神社（明治36年、祭神天照大神）が創立した。

相内兵村周辺でも、屯田兵解隊後に一般の移住者が続出した。人口が増えるにしたがい、大正10年（1921）には、市街地と第1～8部の9つの村落からなる相内村となった。そのため、大正10年代以降、各村落に神社や祠が乱立するようになった。旧屯田兵村も、一区が第7部、二区が市街地と第2部・第6部、三区が第3部と編入された。

その後、昭和17年（1942）に行政上の区分¹⁵⁾の地名が付けられ、一区神社は柏木神社、三区神社は豊田神社と改称したが、それぞれ平成元年（1989）、昭和42年（1967）に相内神社に合祀された。よって、旧相内町における北海道神社庁に登録されている神社は相内神社一社のみである。相内神社に合祀された神社は八社あり、相内町全体を守護する神社として機能していった。

以上が、北見地域における神社の勧請動向の変遷であった。北見地域の屯田兵村における神社の特徴として、大隊本部に開村と同時に神柱が建てられ、これが神社の創始となった。その

牛町に所属する旧屯田兵村は野付牛兵村のみである。

14) 北見地域には、屯田兵入植と同時に一般の移住者相次いだ。そのなかで、一般団体移住として高知県から入植した北光社の存在が目立つ。特別功労者4名のなかに、北光社役員2名が名を連ねる。北光社については後述する。

15) 相内市街は字相内、第1部は字東相内、第2部字美園、第3部字豊田、第4部字泉、第5部字住吉、第6部字本沢、第7部字柏木、第8部は字豊里となる。昭和31年（1956）に相内村は北見市と合併し、字相内町と字東相内町となった（吉田2004：4）。

後、それぞれの中隊本部に神社が建立され、各区には屯田兵解隊後に神社が次々と創立した。相内兵村における各区の神社は度重なる地区的整理により中隊本部の神社に合祀されたが、端野兵村、野付牛兵村における各区の神社は、それぞれの村落の鎮守として現存している。

北見地域の残留率についてであるが、野付牛兵村を例に挙げると、昭和11年（1936）の調査で残留率が62.6%、124戸（北見市編1981：1193）となっており、残留した屯田兵が多い地域であった。野付牛神社の後身である北見神社に注目すると、旧屯田兵村における神社であったといった屯田兵に関連していたといった経歴がそれほど重視されていない¹⁶⁾。そもそも、創始の祭神をみても、屯田兵と一般移住者が共に集い、参拝していた神社であった。「開拓者たちが建立した神社」といった認識であった。

北見地域では、まず入植者全体で新天地である村落に慣れ親しもうとする行動が見受けられる。様々な地方からの入植者がともに生きていく同志としての絆を深める必要があったのである。それは、神社が鎮座する大隊本部跡を求心に、その後も村落が発展、人口が増加していくことからも理解できる。現在の北見市の人口は、約12万人である。

4、上湧別地域における神社

明治30年（1897）5月、上湧別地域に屯田兵が入植した。同年11月に「中央鍊兵場の一隅に木碑を建立し、大国主命を祀り幣帛を捧げ祭典を行った」（北海道神社庁編1999：595）、「中隊本部の鷲山実平特務曹長が太い角柱を神木とし

16) 加えて、昭和25年（1950）に伊勢神宮少宮司秋岡保司が来北の際、米の北限地帯である北見の開墾地を見て感銘し、豊受大神を分霊したのがきっかけで現在の北見神社は、伊勢神宮とのつながりを強く持っている。この現状は、屯田兵第四大隊に所属していた背景とは直接に関連していない。

て【大国主命】と大書し、四・五中隊連合詰問会で、全屯田兵より村費徵収して祭典を行った」（樋口編1996：213～214）というのが上湧別地域の屯田兵村における神社の創立由縁である。

中隊本部付近に建てられた「角柱」が、後に上湧別神社の祭神となるが、正式な社殿が造営されるのは、大正期になってからである。よって、上湧別神社に関する記録が現れるのもこの時期以降である。（大正元年〔1912〕に上湧別神社創立委員が発足、大正10年〔1921〕、当時の摂政宮殿下〔昭和天皇〕の北海道行啓を記念して社殿が建立された。）

ゆえに、『湧別兵村誌』（大正10年〔1921〕刊）にある社寺の章には上湧別神社についての記述がない。『湧別兵村誌』には、「吾ガ湧別兵村ハ各區ニ神社ヲ建立シ朝夕神邊ニ在リテ動作勤勉ス。洵ニ敬神愛國ノ表徴ニシテ武村ノ誇リトスルモノ豈ニ之レヨリ大ナルモノアランヤ」（新野尾1921：89）との記述に続き、各区の神社のみの由緒が記されている。上湧別地域における神社の変遷は、図4に示した。各区の神社に⑩～⑯と番号を付けた。

各区の神社の創立時期をみると、北見地域と異なった状況となっている。すなわち、北見地域は屯田兵解隊後に創立されたが、上湧別地域は、解隊前に創立された。

第四中隊の上湧別兵村（通称南兵村）では、一区に⑩川上神社（明治33年、祭神天照大神）、二区に⑪天満宮（明治35年、祭神菅原道真）、三区に⑫八幡宮（明治36年、祭神応神天皇）が創立した。

第五中隊の湧別兵村（通称北兵村）では、一区に⑬水天宮（明治32年、祭神安徳天皇・建礼門院・二位尼・天御中主神）、二区に⑭八幡宮（明治34年、祭神応神天皇）、三区に⑮天満宮（明治35年、祭神菅原道真）が創立した。

上湧別兵村における⑩・⑪の神社は、各区の

中心を通る中央道路の突き当たりに創立され、
 ⑫の神社は村落の南東に創立された。湧別兵村
 は、⑬・⑮の神社は村落のほぼ中央に創立した
 が、⑭の神社は村落の南東に創立された（図5）。
 各神社の創立の背景とその後の状況は以下の通
 りである。

(1) 上湧別兵村

上湧別兵村一区における⑩川上神社について、『湧別兵村誌』には、「明治三五年十月」（新野尾1921：89）の創立とある。しかし、『日記』¹⁷⁾ 第7帖（明治33年〔1900〕1月～同年7月）には、以下の記録がある。

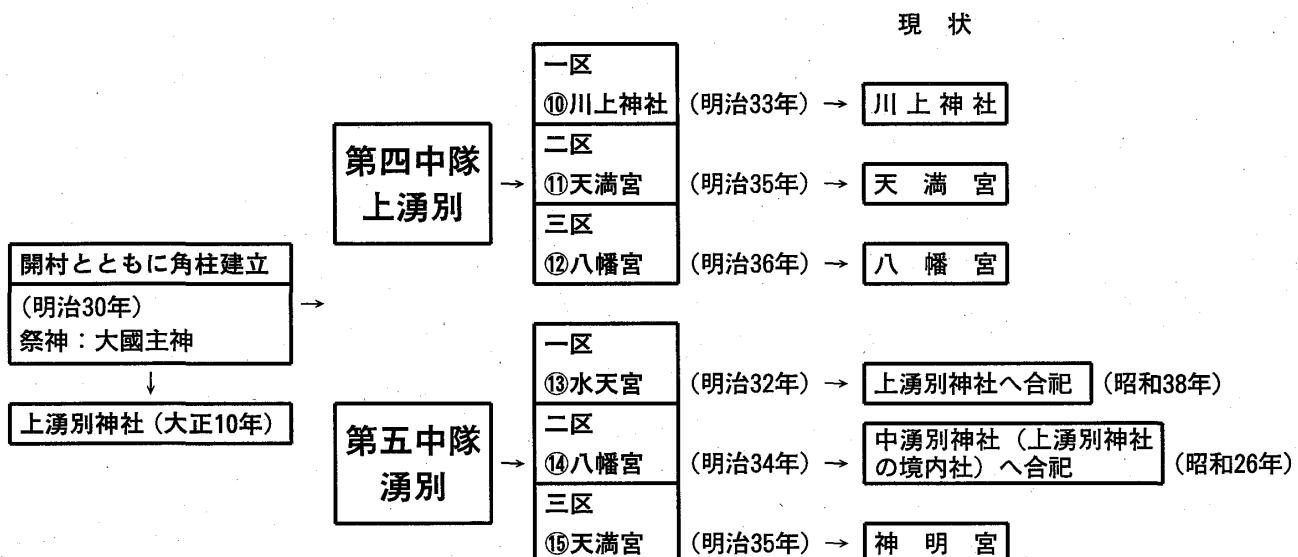
三月十四日 水 晴天
 詰問会決議
 社殿設置ノ件 錬兵場ニ於テス 七月一日落
 成ノコト 一戸付五十銭

祭典月日ハ七月十四日ヨリ十六日之三日間
 一戸付費用四十銭トス

鍊兵場において、神社の社殿を建立することが議論され、一戸に付50銭徴収すると決められたのが伺える。

続いて、同年7月7日に「祭典ニ付協議会施行、三十年兵五月ニ於テ清算、三一年兵九月ニ於テ清算」との記録が残る。祭典月日と定められた7月14日～16日の様子について、『日記』自体に記録がないが、7月21日には「祭典ニ使用セシ器具ヲ学校ニ納品セリ」とあるので、21日以前に祭典は行われたのであろうと推測できる。

この年に神社の社殿は完成したのであろうか。これについて、『樋口文書』¹⁸⁾には、以下の記録が残っていた。



注：括弧内は、神社の創立年である。各神社の祭神は本文中を参照。

図4 上湧別地域における神社の変遷

〔出典〕各地域史、現地での聞き取りにより作成

17) 上湧別兵村一区に入植した樋口幸吉による。樋口は、明治13年（1880）岐阜県生まれ。明治30年（1897）5月に入植した。屯田兵現役中、給養班長を勤めていた。『日記』は、第1帖～第13帖から成り、明治30年（1897）3月から明治35年（1902）9

月までの記録である。昭和59年（1984）に樋口幸吉の長男雄幸氏と上湧別町郷土研究会により『屯田兵班長樋口日記』（上湧別町郷土研究会）としてまとめられているが、本稿では、上湧別町ふるさと館JRYが所蔵する『日記』の原史料を使用した。

受取証
一金拾五円也
神明社壱棟
内訳
拾四円也 大工日當
六拾錢 木挽壱人

四拾錢 釘金具
右之通り正ニ受取申候也
明治參拾年十二月卅一日
屯田市街地 坂上作助 ㊞
第四中隊第壹区 御世話人御中

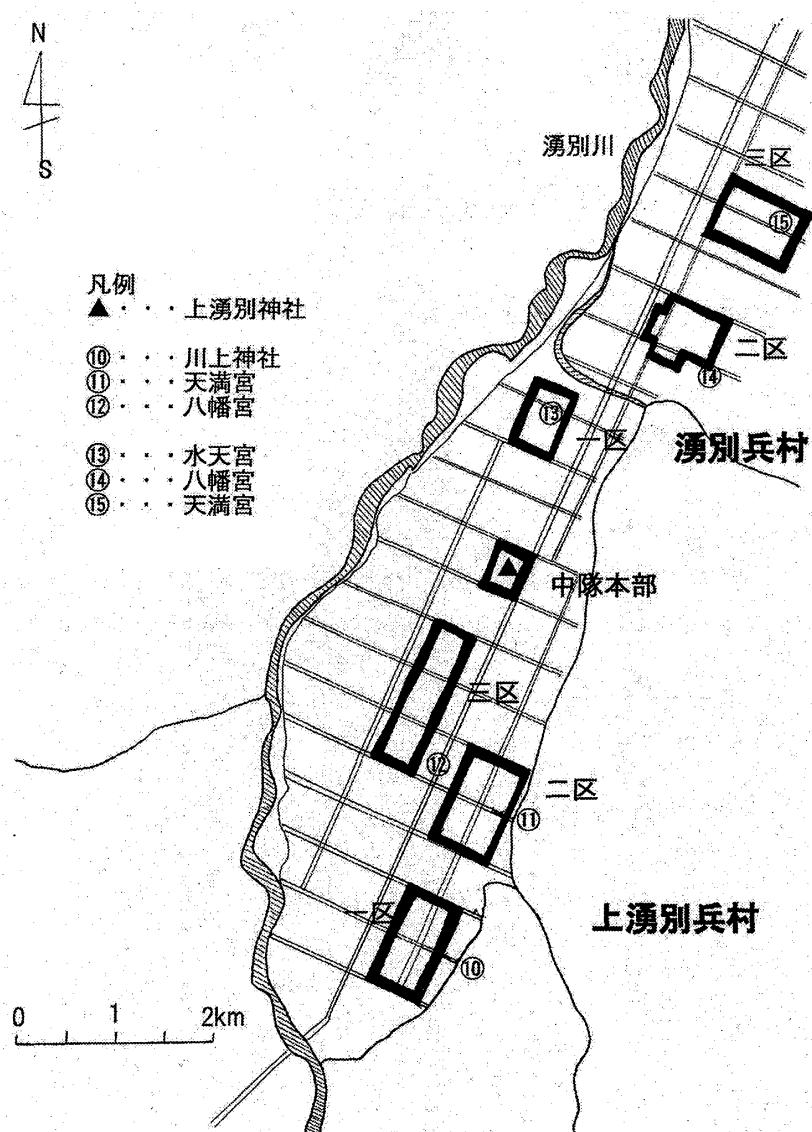


図5 上湧別兵村と湧別兵村における各区の神社創立位置

〔出典〕現地調査により作成

18) 樋口は、屯田兵解隊後は公有財産取扱常置委員となり、その後、湧別村役場で第四中隊、第五中隊担当の財産事務員となった。このため、樋口の所蔵する屯田兵村関係の重要書類が散逸せず、保存されていた。主に上湧別兵村一区に関する記録である。一

区の経営に関する経費や寄附金の顛末、支払書などをまとめたものであり、一貫した記録ではないが、当時の上湧別兵村一区の姿が分かる貴重な史料である。本稿で使用した『樋口文書』は、すべて上湧別町ふるさと館JRY所蔵である。

社殿に掛かった経費の受取書であり、これにより、明治33年（1900）までに、社殿が造営されたのが明らかとなった。また、「神社ニ関スル決算書」（『樋口文書』）には、寄附金の顛末が記録されており、明治33～34年（1900～1901）までに一区に入植した全屯田兵69戸から計33円120銭の寄附金（一戸平均48銭）が集まっている。収入の部、支出の部と分けて記録されており、神社建築費もこのなかより支出している。

祭神は、天照大神が祀られたと伝えられる。支出の部の明治34年（1901）5月1日付に「一銭、神楽殿御餞料トシテ払出」の記述がある。皇大神宮より発行された領収書（記載の年月日は明治34年3月23日）も残るため、川上神社が天照大神を祀るひとつの神社として機能をしていたことが分かる。

その後、『日記』第11帖（明治34年〔1901〕9月～翌年3月）には、明治35年（1902）2月10日付に「神社備品（長旗提灯鳥居）購買の件申出タリ」とある。「明治卅五年度往復書綴第一区」（『樋口文書』）には、長旗と提灯の図案なども残されている。ただ、長旗の図案には「北湧神社 氏子中」と下書きがされていた。思うに、明治期に書かれた『樋口文書』には、「川上神社」の文字はみられない。

川上神社の社名由来は、「伊勢神宮の五十鈴川の流れを神社前的小川に模し、屯田兵村では一番川上であることから中隊長の許可を得て、川上神社と命名した。」（郷土誌編集委員編1980：188）といわれている。「大正十五年度議事録南兵村第壱区部落」（『樋口文書』）の6月13日付の議事録には、確かに「川上神社鳥居修繕」との記述が表れるようになるが、川上神社と創立当時から呼ばれていたのかは確証できないといえる。

さて、明治35年（1902）には、神社の設備も整い¹⁹⁾、この年の祭典には獅子連（戸主青年を

含めた獅子舞の連中）によって獅子舞や歌舞伎、にわか芝居などが行われた記録が残る。

翌年8月には、「明治参拾六年獅子有志者連名」（『樋口文書』）がつくられている。この名簿をみると、屯田兵幹部の記名はみられない。主に屯田兵戸主の父が師匠となって獅子連の指導にあたっている。入植者たちが神社祭典で余興の主役となって楽しみながら、屯田兵村での生活を送っていたことがわかる。

一区に入植した屯田兵の出身府県をみると、1府20県からの入植であった²⁰⁾。出身地の習俗などの違いを乗り越え、日々の開拓や教練の苦労のなかにも、ハレの日を心待ちにして、神社での祭りの準備・計画・実行をした様相と読み取れる。

二区には、⑪天満宮が創立された。一区のように詳細な神社に関する記録は残っていないが、『湧別兵村誌』には、12人の発起人の氏名が記されている。発起人が有志に寄附金を募り、明治35年（1902）1月に社殿を完成させた。このときの状況は、初代総代平野嘉吉のメモに「神社名を北見天満宮と称し、当時の監督将校鈴木中尉を初め、屯田兵と多数の家族が参列した。」（井上編1982：81）である。その後は、天満宮において、日露戦争で召集された屯田兵の留守家族により、戦勝祈願と無事帰還の祈願がなされた。

19) 「明治参拾五年大福々萬覺帳」、「明治参拾五年萬買入帳」（『樋口文書』）には、笛や提灯、蠟燭を購入した記録が残る。

20) 明治30年（1897）に一区に入植した33戸のうち、三重県、愛知県、岐阜県出身者は20戸であった。そのため、伊勢神宮の天照大神を祀るのに大きな力となったという。翌年に入植した36戸は、山形県出身者が11戸、他は18府県からであった。山形県出身のなかで、郷里の湯殿山を祀りたいという希望が出た。『日記』第9帖（明治34年〔1901〕2月～同年9月）の4月2日には「神社地内ニ湯殿神を祭納スルコト」とある。しかし、一般の支持が受けられず、明治36年（1903）に湯殿山と書いた碑石のみが建立された（郷土誌編集委員編1980：198）という歴史も伝わる。

明治39年（1906）、凱旋した兵士の戦勝報告がなされ、盛大な祭りが行われたという。記録には、「歓喜は頂点に達し、旗行列、提灯行列が神社に繰り込まれ、感激のあまり女の裸踊りさえあった（石田ふゆ談）」（井上編1982：81）と伝えられている。

三区には、⑫八幡宮が創立された。『湧別兵村誌』には、5人の発起人の氏名が記されている。由緒には、「明治三十六年五月落成同時ニ山形市八幡大神御分靈ヲ奉載シテ祖神トナシ爾來奉幣尊崇區ノ氏神トナス」（新野尾1921：89）とある。三区に入植した山形県出身者は2戸である。これには、祭神を戦いの神である応神天皇を祀ることに決定したが、「豊前宇佐より祀るか山城男山より迎えるか審議するも交通不便時近き処を運び山形市の八幡宮より分靈」（武田編1977：186）したという背景がある。山形市の八幡宮宮司に依頼し、近隣の遠軽町まで郵送し、発起人が受け取り、祀ったという。よって、創立年をみると、屯田兵解隊後となっているが、手続きに時間がかかり解隊後に神社が創立したのである。

上湧別兵村における神社は、村落の鎮守社としての機能を持ち、屯田兵と深く関わっていた。各区の神社は、すべてが現存している。それは、昭和11年（1936）調査当時、残留率は55.5%（111戸）（北見市編1981：1194）を誇っており、半数以上の屯田兵が定着した事実からも理解できる。

（2）^{ゆうべつ}湧別兵村

湧別兵村一区には、⑬水天宮（明治32年）が創立した。一区の村落は明治31年（1898）9月、元湧別川が氾濫し、兵屋が何棟か流される被害があった。そのため、「両陛下ノ聞キ召サルゝ所トナリ。全區一戸平均十六錢ヅゝ救恤金御下賜ニ浴セシヲ光榮トシ、永ク其恩典ヲ紀念セン

ト欲シ、全區民協議ヲ遂ゲ本社建立ヲ計圖」（新野尾1921：90）したという。

4人の創立委員を中心となり、翌年7月には社殿落成、祭典を行っている。その後、明治40年（1907）に社殿を修築し、明治44年（1911）には鳥居を新築した記録（「日誌上湧別村字北兵村第一區」『樋口文書』）が残るが、大正・昭和期における記録はない。

昭和38年（1963）に、水天宮は上湧別神社に合祀された。水天宮跡地には、昭和59年（1984）、「神社発祥の地水天宮の跡」と書かれた碑が建てられた。碑文には「この地に開拓最初の神社、水天宮を祀った」と刻まれていた。このような碑文が書かれたことからも、明治30年（1897）当時、「角柱」はまだ上湧別神社として機能していなかった認識が屯田兵村内にあり、神社は各々の村落で祀られていたのが分かる。一区は、残留率が低かったわけではないが、商店が立ち並ぶ市街地²¹⁾に近く、町の発展とともに神社が合祀されてしまった。

二区には、⑭八幡宮（明治34年）が創立した。「全戸平等ノ寄附金」（新野尾1921：90）が集められ創立した。社殿と祭神については、「社殿は九円五十銭、出来た時は上湧別から御輿見たさに部落中総出で担いで来たといっていた。父と安藤の戸主は鎌倉²²⁾まで御神靈をいただきに行ってきたと言っていた（高柳清治談）」（梶田編2004：15）という語りが残る。「上湧別か

21) 大正6年（1917）の「北海道紋別郡上湧別村概況」（上湧別町ふるさと館JRY所蔵、以下同様）には、「（屯田兵の入植と）「相前後シテ北海道同志教育會第一學園地ノ小作二百余戸ノ來住ヲ始メ、其他團体及單獨移住者續々トシテ、日ニ月ニ増煙シ村ノ資力モ亦鞏固トナリタル」とある。屯田兵の入植以外に続々と一般の移住者があった。大正10年（1921）の「北海道紋別郡上湧別村概況」によると、上湧別村は、戸数1133戸、人口9086人であった。当時の町区域と変わらない現在の上湧別町人口は、約6000人であるので、明治期にいかに多くの居住者が存在していたことが分かる。

ら」という箇所から、湧別兵村だけではなく、上湧別兵村の屯田兵も祭典に興じて参加していたことが分かる。

その後、大正10年（1921）の記録では、二区の残留者は15～16戸であった。耕地が瘦せていたためといわれている。残留者が希少であったのも奏して、昭和26年（1951）、八幡宮は中湧別神社（のちに上湧別神社に合祀）に合祀された。二区・八幡宮跡地は、現在ゴルフ場となっており、跡地を忘れないようにと、平成14年（2002）11月、その一隅に「五の二八幡宮神殿の跡」の碑が建てられた。

三区には、⑯天満宮（明治35年）が創立した。創立の由緒には「明治三五年秋、本區民一般平等寄附金ヲ以テ社殿ヲ造営ス。……本區の氏神トシテ崇敬頗ル篤シ。」（新野尾1921：91）とある。三区は、明治42年（1909）4月に「前代未聞ノ暴風ニ際シ隅々山火ノ飛火ヲ蒙リ延焼シ、全區六戸ヲ残シテ殆ド全滅灰燼ニ歸セリ。」（新野尾1921：4）と災害にあった。そのため、各自の追給地などに改築移転してしまった。大正10年（1921）には、残留者はわずか3戸であったという。

かつて三区であった地区には、現在も神社が鎮座している。しかし、その神社名は、「神明宮」となっている。上湧別町ふるさと館JRYの展示にある「兵村内寺社地図」には神社名は、「天満宮」とあるが、『上湧別町史』（昭和54年〔1979〕）には「神明宮」、『開基百年上湧別町史』（平成9年〔1997〕）にも「神明宮」とあり、「三区の神社の創立年は明治36年（1903）」と記載されていた。

古老からの聞き取りによると、明治から大正

22) 上湧別兵村三区にも八幡宮が祀られているが、山形市にある八幡宮からの分霊であった。湧別兵村二区は鎌倉にある八幡宮の分霊であり、同じ屯田兵村内の八幡宮でも、別の神社からの分霊であった。

10年頃までは「天満宮」であったが、大正末から昭和初期にかけて「神明宮」となったという。現在、三区の神社の境内には、神社名を示す碑や標識がない。拝殿に掛けられた神紋をみると、天満宮であるのならば、梅花紋であるが、三つ巴であった。三区における神社がいつ変化したのかについては、入植した屯田兵の残留率の低さも手伝い、事実を明確にすることが難しいが、今後の課題としたい。

湧別兵村における神社は、三区以外の神社は上湧別神社に合祀された。昭和11年（1936）の調査では、残留率は43.2%、86戸（北見市編1981：1194）であったが、すでに大正期には、二区が15～16戸、三区が3戸のみの残留であった記録から、一区の入植者がほとんど残留したことになる。残留率の低さや市街地の発展により、神社の崇敬者も減り、神社が合祀された経緯を持つのが湧別兵村であった。

上湧別地域の屯田兵村における神社の特徴として、屯田兵解隊前に神社を創立しており、屯田兵が主体となって祭神を選択し、村落に鎮守のカミを祀ったといえる。各区では、神社が現存しているかの有無は異なるが、明治期において、村落への入植とともに挙って神社を祀り、同じ区に入植した屯田兵同士がひとつのまとまりとして神社へ祈願し、日々の生活を送っていたといえる。それは、各区で同じ精神的支柱を持ち、その土地に定着するために必然のものであった。帰属意識を村落に持とうとする表れといえるであろう。

5. おわりに

本稿では、明治30年代に入植した屯田兵の帰属意識の所在を探るために、北見・上湧別地域における屯田兵村の神社を調査した。これらの地域は、屯田兵幹部が明治初期～中期にかけて形成された屯田兵村の利点と欠点を踏まえ、土

地の地質を十分に吟味したうえで、配置された屯田兵村であり、残留率も高かった。

すべての屯田兵村で、屯田兵幹部の指導により建立した神社の他に、各区に自発的に神社を建立していた。それらの神社の祭神は、①祭神を入植者で相談して祀る、②すでに持ち込まれていた祭神を祀る、③選択しやすかった神社から分霊して祭神を祀るといった行動がみられた。上湧別地域で山形県出身者が故郷の神社を祀りたいという行動はみられたが、実際には分霊されなかつたため、故郷の神社の分霊社は皆無であった。

また、屯田兵村内に神社を勧請した場所は、村落の中心・南東、あるいは中央道路の突き当たりであった。各村落の住民が集い易い場所に創立された。

北見地域と上湧別地域では、各区の神社の創立時期が、屯田兵解隊の前か後に分かれていた。屯田兵解隊以後、各区に神社を求めた北見地域は、中隊本部があったためであったと推察する。

筆者は、すでに明治初期～中期に入植した士族屯田と平民屯田と神社の関係を考察している。明治初期の士族屯田は戊辰戦争で敗北した士族が入植したこともあり、日々の生活を支える心の拠り所として藩祖や藩主など故郷を偲ぶ祭神を祀っていた。それが、明治中期の平民屯田になるにつれ、屯田兵幹部より祭神が指導され神社を祀ることが至当になっていたという傾向であった。

明治期を迎える前、神社は村落に鎮座していて当然であり、為政者から規制されるようなものではなかった。たとえ、統治していた藩主を祀る神社であっても、それが逆に地方の特色であった。つまり、明治初期にみられる開拓地への神社勧請は、故郷への帰属意識を表すものであり、自然に日常生活に根付いていたものであった。

天皇制統一国家を目指した明治政府は、神社を国家の祭祀とした。明治4年（1871）5月、天皇の始祖を祀る伊勢神宮を頂点として、全国の神社を社格として7段階²³⁾に体系化し、中央集権的に組織した。神社は、一般的に各村落に生きる住民の生活組織に、存在自体が疑問なく承認されていた。その実態を利用し、神社祭祀と近代国家との再編成を目指したのである。それは、「国民の統合は国家が一つの大きな共同体として形成され、その共同体への人々の心情的同一化を通じてはたされる。人々はこの同一化を通じて国民になるのである。」（子安2004：107）と示されるように、天皇を中心とした中央集権国家の一員（＝国民）であるということを、否が応にも一般の住民に浸透させるためであった。そのうえで、社寺の自発的な創立は神社体系を乱すものと規制した。

これに対して、明治期に故郷を離れ、屯田兵村へ移住した人々は、村落に心の拠り所としての氏神の鎮守を求め、新たに神社を勧請した。

屯田兵村は軍隊組織に組み込まれ、明治国家と密接な関係にあった。その村落には、「必ず神社が勧請され、軍国主義の高揚に利用された。」（中川1973：11）といわれている。北見・上湧別地域に入植した屯田兵の生年月日をみると、戸主である全屯田兵が明治生まれであった。明治国家しか知らない屯田兵が、北海道で新たな生活を始めるにあたり、心の拠り所として選択したひとつが神社であり、次々と各区に神社を勧請していった。

このような北見・上湧別地域の神社の動向は、明治国家が勧める軍国主義の高揚に果たして利用されていたのであろうか。

北見・上湧別地域に入植した屯田兵は、祭典

23) 伊勢神宮を本宗として、官幣社（大中小）、國幣社（大中小）、府縣社、鄉社、村社、無格社の7段階への体系化である。

に興じた神社に参拝し、日露戦争へ出征した。留守家族は、屯田兵の無事帰還をその神社に祈願した。それは、村落の氏神である神社へ個々人が家族を想う気持ちから参拝していた。

のことから、明治30年代に屯田兵村に入植した屯田兵の帰属意識の所在は、「屯田兵村という村落にあった」と考える。隣人は、出身地が異なり、習慣も気候も違う新しい生活を余儀なくされた村落であった。その村落に、まず愛着を持たなければならなかった。つまり、村落＝屯田兵村への帰属意識は明治国家から押し付けられたものではなく、自然発生的なものであった。それぞれ、個人として村落の神社の存在を精神的支柱とした。それは、明治国家が目指す思想とは一致するものではなかった。誰しもが、村落に神社が鎮座しているのは当たり前であったのである。

例えば、屯田兵の入植と同じ明治30年（1897）にクンネップ原野（北見地域）に入植した高知県の合資会社（団体移住）、²⁴⁾ 北光社がある。初代社長は坂本直寛²⁴⁾ であり、キリスト教信者であった。北光社は、総計210戸の入植があり、七つの農場を経営した。だが、度重なる水害や冷害で、転出が相次いだ。明治36年（1903）の網走支庁殖民課の調査（北見市編1981：890）によると、147戸が転出しており、入植からわずか6年後の定着率は33%であった。

北光社は、キリスト教精神に基づいて理想郷

24) 土佐藩士、嘉永6年（1853）生まれ。母千鶴は坂本龍馬の姉である。明治18年（1885）に洗礼した。当時盛んであった自由民権運動に広く参加していた。明治20年（1887）に保安条例に触れて尾崎行雄らとともに投獄された。獄中で拓殖事業経営を思い立ち、自らの思想を生かす場として北海道を考え、明治28年（1895）に片岡健吉、澤本楠弥らで合資会社「北光社」を結成した。この直寛の行動は、坂本龍馬が生前、蝦夷地開発を考えていたこともあり、龍馬復活とばかりに比喩している書が多くある。実際、直寛は渡道したものの、北海道での生活に慣れず帰郷、すぐに社長は澤本に代わった。

を求めて移住した。入植者は公募され、各農場には礼拝所が造られている。北光社の指導者がキリスト教徒のため、そのような施設がつくられたのである。しかしながら、これとは別に、北見地域には由緒が北光社の入植に関連している神社が存在している。それは、^{かみとごら} 上常呂神社と北光八幡神社である。

上常呂神社は「明治30年（1897）、開拓責任者有沢宇策が率いる北光社開拓の団体入植に際し、小学校校庭の一隅に、石標を建て、天照大神を祀ったのが始まりである。」（吉田2004：10）と伝えられている。

また、北光八幡神社は、「キリスト教徒の移民団であり、指導者はその方針を通したが、移民団体のなかにキリスト教徒以外の入植者がおり、入植者の要望で神社を創建した。」（吉田2004：34）という。北光八幡神社については、明治45年（1912）の創立であるが、戦いの神である応神天皇が祀られ、戦時中には、出征兵士が武運を祈って参拝していたという。つまり、キリスト教精神に基づいた入植者であっても、心の拠り所として神社の創立を求めたのである。

この事例と屯田兵村を合わせて考えると、明治30年代に北見・上湧別地域で形成された開拓村においては、北海道以外の地域にみられるような膨大な数の神社整理（神社の合祀や廃社）によって、国家への帰属意識（国民意識）という統合的心情が生まれたのではなく、まず、村落に帰属しなければならないという段階があったことが特記すべき点である。

しかしながら、明治30年代にみられる新天地である村落への帰属意識は、故郷の忘却を暗黙に含んでいた。故郷の忘却は、国家への帰属の始まりでもあった。その狭間の時期にあったのが、明治30年代の屯田兵村なのである。その後、明治37年（1904）に屯田兵制度は廃止された。日露戦争の戦勝により、日本では、大正・昭和

期にみられる軍国主義が高揚していった。そして、結局、旧屯田兵村においても村落への帰属意識が国民意識となっていったのである。

引用文献

- 我妻洋 (1987) :「アイデンティティ」『文化人類学事典』石川栄吉、梅棹忠夫、大林太良、蒲生正男、佐々木高明、祖父江孝男編 弘文堂。
- 上原轍三郎 (1914) :『北海道屯田兵制度』北海道庁。
- 井上徳俊編 (1982) :『拓勇八十五年』上湧別町四ノ二開拓八十五周年記念誌編纂委員会。
- 遠藤由紀子 (2006a) :「旧会津藩士における神社の研究—琴似兵村と江別兵村の比較から—」『昭和女子大学大学院生活機構研究科紀要』第15号、pp.31~43。
- 遠藤由紀子 (2006b) :「根室地域における屯田兵村と神社の研究—士族屯田としての和田兵村と太田兵村を中心にして—」『昭和女子大学文化史研究』10号、pp.35~57。
- 遠藤由紀子 (2006c) :「屯田兵村における神社の創立由縁とその類型 一石狩川上～中流域の場合一」『歴史地理学』第48巻5号、pp.1~18。
- 岡村廉造 (2000) :『端野神社史』端野神社御創祀百周年記念事業協賛会。
- 梶田繁編 (2004) :『湧別屯田北兵村二句外史 古丹の語り部』五ノ二ふるさと会部落史編纂委員会。
- 上湧別町史編纂室編 (1997) :『開基百年上湧別町史』上湧別町。
- 河原鶴造 (1927) :『相内村史』相内村役場。
- 北見市編 (1981) :『北見市史』上巻 北見市役所。
- 北見市編 (1984) :『北見市史』資料編 北見市役所。
- 北見屯田神社記念事業協賛会編 (2004) :『北見屯田神社百年のあゆみ』須磨印刷。
- 郷土誌編集委員会編 (1980) :『郷土誌拓魂八十年』上湧別町南兵村1区自治会。
- 子安宣邦 (2004) :『国家と祭祀—国家神道の現在—』青土社。
- 近藤峰一編 (1926) :『端野村誌』西村商会印刷部。
- 新野尾國之編 (1921) :『湧別兵村誌』三秀舎。
- 鷹田和喜三 (1987) :「屯田兵村における移住・定

着と村落祭祀」『拓殖大学論集』167号、pp.165~206。

武田耕次郎編 (1977) :『星霜80年4ノ3自治会史』4ノ3自治会史編集委員会。

端野町三区自治連合会編 (2000) :『三区の百年史』朝日印刷。

端野町編 (1998) :『新端野町史』第一法規出版。

茶木予三 (1899~1903) :「屯田兵公務日記」(『北見市史』資料編pp.155~189所収)

柄内元吉 (1886) :「明治十九年屯田兵本部長永山將軍北海全道巡回日記」(北海道大学付属図書館北方資料室所蔵)

中川収 (1973) :「北海道における神社と祭神—旧社格郷社以上の場合」『北海道産業大学短期大学紀要』第7号、pp.1~16。

中澤廣 (1981) :『一区部落史』端野町一区部落会。

中澤廣監修 (1988) :『端野の夜明け』常呂郡端野町。

樋口幸吉 (1897~1902) :「日記」(上湧別町ふるさと館JRY所蔵)

樋口雄幸編 (1996) :『上湧別屯田百年史』上湧別屯田百年史発刊委員会。

ふるさとのあゆみ写真集端野編集委員会編 (1981) :『端野』北海道常呂郡端野町。

北海道神社庁編 (1999) :『北海道神社序誌』北海道神社庁。

北海道廳殖民部拓殖課 (1896) :『北海道殖民狀況報文北見國』文榮堂活版所。

増田忠二郎 (1962) :「屯田兵村における集落形態の諸問題」『人文地理』14-6、pp.90~101。

森岡清美 (1957) :「北海道篠津兵村の展開と村落構造—祭祀組織を中心として—」『東京教育大学文学部紀要社会科学論集』第4号、pp.1~97。

安田泰治郎 (1941) :『北海道移民政策史』東天社。

山口弥一郎 (1952) :「北地平原開発の形態」『人文地理』8-2、pp.1~11。

吉田邦子 (2004) :「北見の神社」『北見市史編さん事務室史稿』15号、pp.1~40。

渡辺英郎 (1965) :「永山屯田兵村の原型変化」『人文地理』17-2、pp.81~83。

付記

本稿を作成にするにあたり、現地調査で村井直

明治30年代に形成された屯田兵村と神社の研究

子氏（北見神社宮司）、中島一之氏・林勇介氏（上湧別町ふるさと館JRY学芸員）、佐藤高裕氏・高橋治氏（訓子府町教育委員会）には大変お世話に

なりました。また昭和女子大学の田畠久夫先生、渡辺伸夫先生に御指導頂きました。この場を借りて厚く御礼申し上げます。

(えんどう ゆきこ 生活機構学専攻3年)

受理年月日 平成18年9月30日

審査終了日 平成18年12月7日